

快適な生活ときれいな水のために
くみ取り便所・単独浄化槽を使用している方へ

金山町合併処理浄化槽設置整備事業費補助金

- 対象となる地域：公共下水道・農業集落排水が整備されていない地区が対象です。
- 対象となる工事：住宅若しくは事業所で建物の外の配管及び浄化槽（放流ポンプ含む）設置工事その他の付帯工事の一部が対象となります。

※建物内部のトイレの改修工事、排水設備に係る工事などは対象となりません。

「金山町住宅リフォーム総合支援事業」を活用される場合は環境整備課「建設・景観係」にご相談ください。

●補助金の金額

浄化槽の大きさ	補助金の上限額（1基あたり）
5人槽	1,100,000円
7人槽	1,215,000円

補助期間(申請～工事

完了までの期間)は

令和8年3月19日(木)まで!

ご相談はお早めに

さらに・・・

合併浄化槽設置にあたり、同一敷地内に設置されている既存の単独浄化槽や汲み取り便槽の撤去処分（産廃処分）が必要な場合は、

単独浄化槽：最大12万円 汲み取り便槽：最大9万円
上記の補助金額に加算されます。

《注意》

＊浄化槽の大きさは、住宅面積(130㎡以下=5人槽・130㎡超え=7人槽)を基準としますが、使用予定人数も参考に浄化槽の大きさが決まります。

＊補助金の額は、業者から提出していただいた図面を、国等の工事単価を基に積算しますので、業者の見積額と町の補助金額が同額になるとは限りません。

＊浄化槽の維持費用は設置者の負担になります。（年間約6～8万円）

●補助金交付の要件（上記以外）

①浄化槽法を順守し法定検査、清掃、定期点検を必ず実施できること

②過去に金山町合併処理浄化槽設置整備事業補助金を受けていないこと

※現に設置している合併処理浄化槽を更新する場合は対象外となります。

③その他町が必要とする要件をみたすこと



【お問い合わせ先】

金山町環境整備課環境下水道係

TEL29-5631（直通）

kankyogesui@town.kaneyama.yamagata.jp

Q：どうして合併処理浄化槽が必要なの？

答え：生活排水を浄化して川などに汚れた水を流さないためです

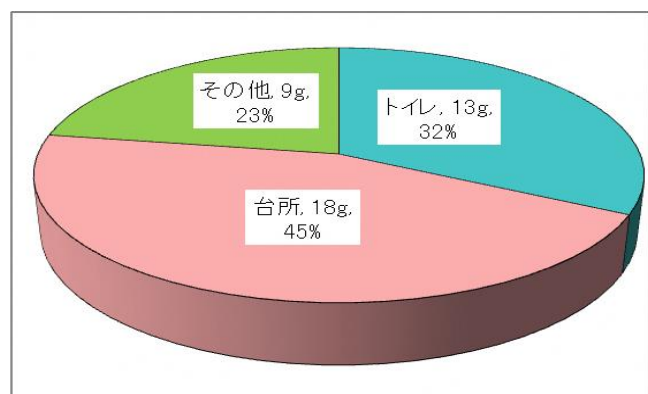
《参考》

一人一日あたりに排出する生活排水の量は、水洗便所を設置している場合は200ℓ

(①トイレ：50ℓ、②風呂：50ℓ、③洗濯：40ℓ、④台所：30ℓ、⑤その他：30ℓ)

使ったあとの水の汚れの量は1日あたり合計40g

(①台所：18g、②トイレ：13g、その他：9g)

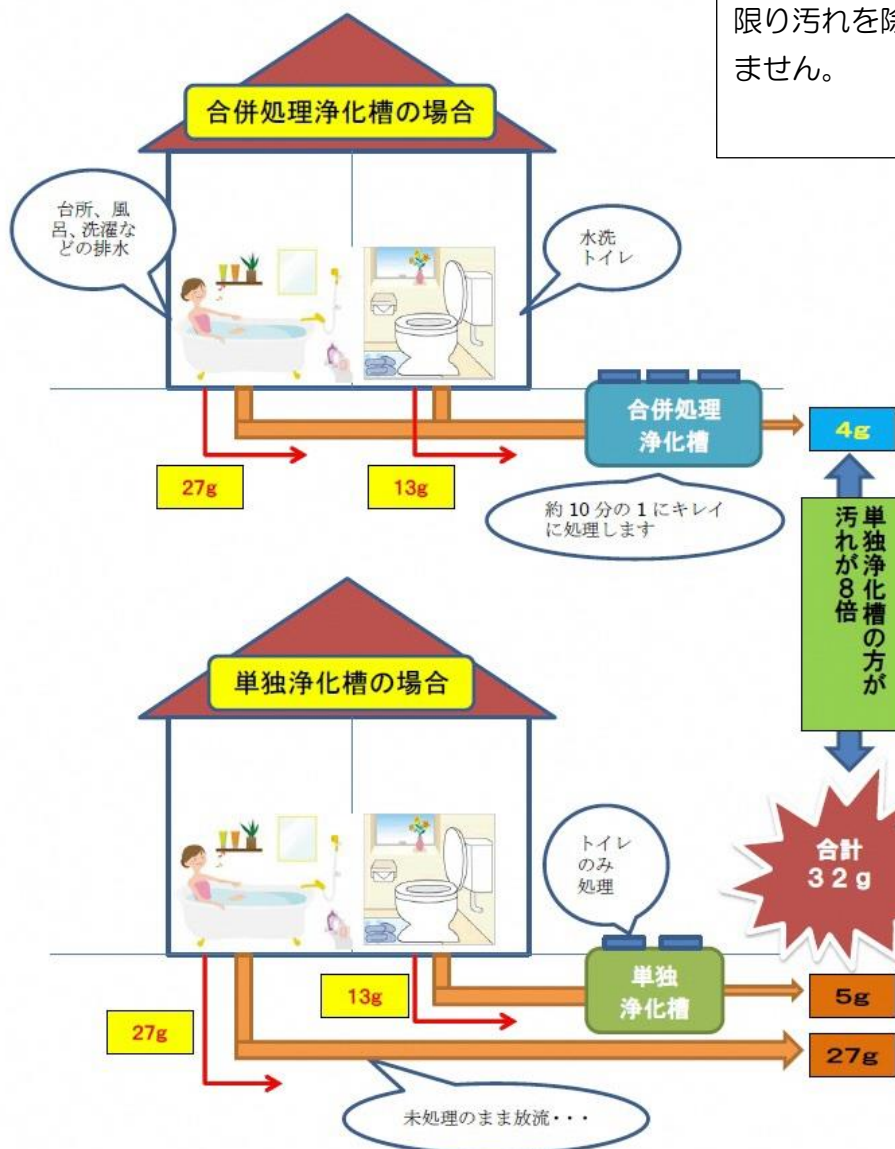


【左のグラフから】

トイレ以外から排出される生活排水の汚れが大きいことが分かります。

このまま大量の生活排水が川に流れると川の水質が低下して魚が住めない状態になります。

地球上の淡水は0.01%しかありません。私たちはその水を水道水などに再利用しながら生活していますので、できる限り汚れを除去して放流しなければなりません。



数値は1人が一日に出す水質汚濁物質の量をBODで表したものです

単独浄化槽は台所、風呂、洗濯などの雑排水を処理しないため川などに直接汚れた水が流れていきます